

令和6年度
運動方針
事業計画書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

公益社団法人 全国子ども会連合会

東京都文京区大塚 6-1-14 全国子ども会ビル

令和6年度運動方針

公益社団法人 全国子ども会連合会
会 長 美田 耕一郎

令和6年1月1日の能登半島地震においては、多くの方が犠牲になるとともに、家屋など甚大な被害が発生いたしました。お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、ご家族の方々、被害に遭われた全ての方々に心からお見舞い申し上げます。また緊急寄付金の募集において、全国の子ども会から支援を賜りました。誠にありがとうございました。

(現況)

昨年度、全子連の主な事業である中央会議・研究大会を北海道で開催しました。各地区育成研、JL研修会も自然災害により中止とした九州地区JL研修会以外は、各地区集合して開催いただきました。その中で事務担当者研修など対面での開催でなくても支障のないものはWEB会議として、Zoomを有効活用しました。

各地の子ども会活動はコロナウイルス感染症の5類移行により、マスク着用の方々も見受けられますが、従来の子ども会活動を再開し、子どもたちの元気な様子が見られるようになっていきます。

(展望)

昨年12月、文部科学大臣に「日本中の子どもたちの高い水準で均衡のある体験活動機会の確保について」など5項目にわたる2度目の要望書を手交しました。地域における子ども会の位置づけ、支援、そして子ども会育成者・指導者の社会教育人材としての活用の要望など、子ども会活動の活性化を図るための支援を行います。

(事業の展開)

全子連事業に関して、5年度の運動方針では今年度まで現行の運営費を捻出することを示していました。しかしながら7年度以降、事業の大幅な見直しを迫られていることから、今年度の地区育成研、地区ジュニア・リーダー研修会にゆめ基金の活用を申請し、来年度以降の健全な運営に向けて進めています。

また、新たに全国ジュニア・リーダー研修会を計画し、昨年スタートした各地区でのユース・リーダー研修会も併せて、若者が子ども会を通じて、これから地域のリーダーとして活動できるよう養成を進めていきます。

子ども会全国推進部会、地区推進研究会については、子ども会の活性化について、地区ごとに実行可能な推進策を協議決定し、地区会長会議に提言することで、子ども会活動の活性化を図ることを委託される組織として、それぞれスタートから7～8年経過しています。これまでの経過を精査し見直しをいたします。

(安全共済のネット加入促進)

昨年度、ネット加入による会員数が前年度比 12 万人増で全体の約 15%となりました。対面での書類、会費等の受け渡しなどに対する不安、役員の負担減という観点からも、令和 8 年度からのネット加入完全移行に向け、Web での説明会、また可能な範囲での現地説明会を開催し、より一層の加入促進を図っていきます。

(放課後安心プランの加入促進)

子ども会活動とは異なる、放課後子供教室、児童クラブなどの放課後児童健全育成事業を側面的に支援する放課後安心プランですが、昨年 2 月の認可で周知徹底が困難だったことから、昨年夏以降、各都道府県、市の首長へ子ども会への理解を頂くため、さらに運営母体となる行政などの担当部署への説明のための表敬訪問をスタートしました。子ども会の安定した運営のためにも放課後安心プランの加入促進に努めて参ります。

(今後の子ども会組織運営)

昨年度、会員は全国で約 227 万人となりました。

平成 24 年度安全共済会の発足にあたって文部科学省との合意事項は、共済事業のために将来にわたって会員数 420 万人を維持することでしたが、これまで健全な運営を維持できておりますことは、関係者の皆様による安全教育の徹底の賜物です。

しかしながら、このままでは事業の縮小、組織運営に大きな影響を及ぼすことは間違いなく、全子連としてはもちろん、各都道府県・市町村子連としても「子どもの体験活動による成長・子育てを支援・推進する議員連盟」(通称:子ども会議連 令和 6 年 2 月末現在 131 名)等を通じて、各地の行政機関と直接関わり、安定した助成を確保するように要望していくことが必要です。

今後に向けては、各都道府県・指定都市子連の代表者の方々に所属いただく種々の委員会を設置し、全子連の運営に対し風通しを良くする中で、意思疎通を図りながら連携を深めていきます。

また、昨年度より安全啓発指導者、総括的指導者など、全国子ども会連合会の指導者養成・認定の見直しに着手しています。

本来子ども会活動は、子どもたちの安心・安全を最優先に、地域に馴染んだ活動を、行事の多い少ないではなく、どのように主体的に子どもたちが取り組むかを大切にしています。単位子ども会を通じて子どもたちの充実した体験活動を推進するため、地域のリーダー養成に積極的に取り組みます。

公益社団法人 全国子ども会連合会
令和6年度事業計画書

I 公益目的事業<公1事業>
(連合会事業・共済事業)

1 指導者及び育成者相互の連携事業

(1) 地区子ども会推進研究会

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後もその影響が大きく、子ども会のあり方が問われております。また、少子高齢化等取り巻く環境の変化に幅広く対応していくことがますます求められております。

各地区ごとの課題を確認しながら、それぞれの地区で子ども会が具体的に取る方策を研究・提言することを推進研究会に委託します。

地区会長会議では地区子ども会推進研究会の協議決定事項を真摯に受けとめ、地区の子ども会活動の活性化への一助とする。実施地区単位で全子連が運営経費（実費）の一部を負担する。

各州市の枠を4名とし、内2名はユース世代とする。

○地区運営費についての全子連の負担額

2023年度の共済加入人数×2円を限度とする。但し、この金額が100万円未満の場合は100万円とする。

実施地区は事業報告書（協議決定内容、収支決算書等）を全子連に提出する。

○各地区（ブロック）に業務委託費として5万円助成する。

○Web会議システムも適宜活用する。

(2) 子ども会全国推進部会

各地区子ども会推進研究会メンバーの中から推薦された委員と執行理事及び正会員外理事によって構成される。

全国的な視点で、子ども会の今後の在り方等を検討し、具体的な対応策を企画立案し、全子連理事会に上申することで、子ども会の発展に寄与することを目的とする。

(3) 第57回 全国子ども会育成中央会議・研究大会

○日 程： 令和6年11月16日（土）～18日（月）

○会 場： 沖縄県那覇市

○参加費： 1,000円（情報交換会費、宿泊旅費は参加者負担）

(4) 地区子ども会育成研究協議会

地区子ども会推進研究会及び子ども会全国推進部会と連動し、地区会長会議において研究協議会の内容を検討し、指導者、育成者の情報交換、協議の場として開催する。もって、子ども会活動の振興に資するとともに、地域の発展、諸課題に取り組む。

実施地区単位で全子連が運営経費（実費）の一部を負担する。

○地区運営費についての全子連の負担額

2023年度の共済加入人数 ×4円を限度とする。

実施地区は事業計画及び事業報告書（プログラム、参加人数、収支決算書等）を全子連に提出する。

○各地区（ブロック）に業務委託費として10万円助成する。

(6) 全国子ども会ユース・リーダー研究協議会

地区子ども会推進研究会メンバーを参加対象とする。

1泊2日で開催予定。

(7) 地区子ども会ユース・リーダー研究協議会

各地区にて、ユース・リーダーの活性化を図り、子ども会の将来の担い手としてその役割を研究・実践することで各地区の発展に寄与する。

○各地区（ブロック）に業務委託費として30万円助成する。

2 子ども会活動の指導及び育成事業

(1) ジュニア・リーダーの指導・育成

① 全国ジュニア・リーダー研修会

全国のジュニア・リーダー（高校生年齢相当）を対象として研修会を開催する。

参加人数枠：各都道府県・指定都市子連 3名

○日程：令和6年9月21日（土）～23日（月）

○会場：オリンピックセンター

② 地区子ども会ジュニア・リーダー研修会

地区ごとに中学生・高校生年齢相当を対象とする研修会を開き、研修、情報交換等を行うことにより、ジュニア・リーダーの資質向上を図る。実施地区単位で全子連が運営経費（実費）の一部を負担する。

○地区運営費についての全子連の負担額

2023年度の共済加入人数 ×1.5円を限度とする。

実施地区は事業計画及び事業報告書（プログラム、参加人数、収支決算書等）を全子連に提出する。

○各地区（ブロック）に業務委託費として5万円助成する。

(2) 全国子ども会連合会表彰

子ども会ならびに子ども会活動の指導または育成に従事した個人、及び団体等に対して、その業績を讃え、今後の一層の活躍を期待し、全子連表彰規程に則り顕彰する。

①対象：単位子ども会、ジュニア・リーダー組織、ユース・リーダー組織、指導者・育成者、育成組織、指導者組織、奨励賞

②令和6年度表彰選考会

○選考日程：令和6年6月開催執行理事会

○推薦締切日：令和6年5月20日（月）

③第57回全国子ども会連合会育成中央会議・研究大会において開催予定の表彰式祝賀会に参加する被表彰者の参加費用等を全子連が負担する。

3 講習認定登録事業

(1) JL 講習認定事業

地域子ども会活動のジュニア・リーダー育成を目的とし、講習・認定事業を行う。

○ジュニア・リーダーの認定及び登録

- ・対象： 中・高校生年齢相当（初級、中級、上級）
- ・講習内容： 全子連発行「Step Up for Junior Leader's」を使用し、所定の研修基準を修了後、認定する。
- ・教材の販売： 「Step Up for Junior Leader's」を販売する。
- ・認定カード： 希望者には有料にて認定カードを発行する。

(2) 総括的指導者養成・認定事業

総括的指導者の養成を目的とし、養成研修内容の策定・研修実施と認定事業を行う。

4 資料の刊行情報提供事業

(1) ホームページの充実とインターネットの活用

「@kodomo-kai.or.jp」を利用したホームページの充実を図り、一般ユーザーや全国の単位子ども会、市区町村子連、都道府県・指定都市子連向けに、子ども会の事業内容の紹介や情報提供を行う。

会員相互の情報共有化、ネットワーク網の確立を推進し内容の充実を図る。

(2) 都道府県・指定都市子連のホームページの作成と充実

平成 25（2013）年度より推進してきている「@kodomo-kai.or.jp」を利用したホームページについては、これまでどおり、全子連が作成を援助し、作成費用、維持費等は全子連が負担する。

情報提供の一つとして、ホームページの運用は必要なものであり、全ての都道府県・指定都市子連がホームページの積極的な運営ができるように支援する。

(3) 情報収集・提供

全国の子ども会に関するデータについて、情報の管理に十分な配慮をしつつ、ホームページにも掲載し、情報を共有する。

5 企業・団体等連携事業

(1) 協賛事業の展開

①子ども会推奨マーク制度の推進

子どもたちの健全な育成に寄与する企業の商品、サービスについて全国子ども会連合会が推奨するマークの使用を認定する。

これにより、一般のユーザーにも子ども会の認知度を高めることも狙いとし、子ども会の PR 活動の一翼を担う。

②企業の社会貢献事業との連携

地域課題の解決等、社会貢献について積極的な活動を行っている企業との連携を図り、具体的な協働を推進する。

(2) 社会教育団体として他の青少年関係団体等との連携を図る。

(3) SDGs に取り組む

子ども会の日（8月8日）い、一斉活動等により子ども会活動をアピールする。

6 助成金事業

(1) ゆめ基金事業

- ①地区子ども会育成研究協議会
- ②地区子ども会ジュニア・リーダー研修会

(2) 通常寄附金の募集

子ども会関係者をはじめ広く一般に通常寄附金の募集活動を行う。

(3) ソフトバンクグループ「つながる募金」の利用

ソフトバンクグループが用意している募金プラットフォーム「つながる募金」を利用し、寄附者に対する寄附のしやすい環境を整える。

7 賠償責任保険事業等

(1) 損害賠償責任保険

- 保険会社： あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- 保険契約者： 公益社団法人全国子ども会連合会
- 保険料： 全子連運営費から支出
- 補償内容：

「子ども会活動中」の事故により、単位子ども会、各段階の連合組織の指導者・育成者等の主催者や共済事業の被共済者が、第三者を死傷させた場合や、またはその財物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する。

(2) 自転車保険の積極的取扱い

全国的に自転車条例が制定されつつあり、自転車保険への加入を義務とする自治体が増えてきています。

その対応として、安全共済会加入者を対象とした自転車保険の加入を促進いたします。

8 物販事業

必要に応じて対応する。

9 共済事業

- (1) 従来からの安全共済会を主契約として、引き続き加入促進を図る。
- (2) 会員増強のための委員会を設置する。
- (3) 本年度から本格的に放課後安心プランを取り扱います。加入対象者は、放課後子供教室、放課後児童クラブおよびそれらに準ずる団体に所属する子どもと指導者です。
- (4) 共済金の額

共済規程を参照ください。

(5) 業務委託

全子連は業務委託契約に基づき各県・指定都市子連へ共済関連業務を委託する。

(6) ネット加入手続きの推進

令和8年ネット加入手続き完全実施を図るため、ネット加入手続きを従来以上に推進する。

(7) 事故審査及び支払い

審査については、審査委員会設置規程に基づく審査委員会が行う。共済規程に基づいた公正な審査が行われるよう、PTA・青少年教育団体共済法、保険法その他関係法令について、職員及び役員、審査委員への研修を行う。

(8) システム対応

現在導入しているシステムのより一層の充実を図り、加入状況（加入申込書、名簿等）や事故支払状況等の県・市子連とのデータ共有と、共済規程に基づいた効率的な共済事業の運営を推進する。

(9) 健全な共済事業の運営

全子連は役職員、また県・市子連に対しても、PTA・青少年教育団体共済法及び施行規則、監督指針で求められているリスク管理や、審査基準、マニュアルについての研修を随時行い、健全な共済事業の運営に努める（地区育成研究協議会、中央会議・研究大会においても研修会を行う）。安全教育の推進と事故状況の分析、事故の減少に役立つ情報の提供、子ども会会員（被共済者）の増加を推進する。

(10) 安全普及啓発活動について

令和5年度に安全普及啓発検討委員会にて見直しを図り、理事会にて承認された規程等により、従来以上に充実した安全普及啓発活動を推進する。

① 子ども会安全啓発指導者養成講習会

子ども会安全啓発公認指導者資格認定規程に基づき、公認指導者を養成するとともに、その資質の向上を図り、子ども会活動の安全に資する。

イ. 子ども会安全啓発初級指導者養成講習会

子ども会活動の安全・安心を目指し、各都道府県・指定都市子ども会連合組織が実施する。

日常の子ども会活動において、安全啓発に関し啓蒙できる人材として子ども会安全啓発初級指導者を養成する。

・講師謝金：各都道府県・指定都市子ども会連合組織に対し、1年間で2万円を限度として全子連が助成する。

但し、講師は開催地区の子ども会安全啓発中級指導者が行うことを条件とする。

・テキスト・資料は、所定のものを使用する。独自に作成した資料での講習会は不可とする。

ロ. 子ども会安全啓発中級指導者養成講習会

知識、講習会の進め方について、子ども会安全啓発初級指導者養成講習会の講師が務められる能力を身に付けることを学習する。

各地区（ブロック）子ども会連合組織が実施する。

・講師謝金及び旅費交通費：

謝金は1年間で4万円を限度として、各地区（ブロック）子ども会連合組織に全子連が助成する。旅費交通費は全額助成する。

・講師は原則開催地区の子ども会安全啓発上級指導者が行う。

・テキスト・資料は、所定のものを使用する。独自に作成した資料での講習会は不可とする。

ハ. 子ども会安全啓発上級指導者養成講習会

中級指導者講習会の開催状況を見て、適宜開催する。

②防災

子ども会活動中に地震などの災害が発生した場合の対応（誘導手順、避難場所、緊急時連絡方法、応急処置など）について、専門家、消防機関などと連携し、防災教育を進める。

特に防災マップ作りに重点を置き、地域での防災対策を進める。

③スポーツ競技の練習や大会での事故防止

各分野での専門家と連携し作成した、競技中の怪我防止対策マニュアル及びその指導書を活用して、スポーツ競技の練習や大会での事故防止を積極的に推進する。

④交通安全

専門家、警察機関と協議・検討し、自転車の乗り方や普段からの交通安全を考慮した交通安全指導により、子ども会活動はもとより日常における交通事故の減少を図る。

※上記4つに関する安全普及啓発活動について、助成金を支給する。

助成金として各県（市）子連及び各地区（定款の理事選出基準）に安全普及啓発活動に要した実費（10万円を限度）を支給する。（子ども会安全啓発指導者養成講習会の講師謝金は除く）

⑤事故調査研究事業

重大な事故（後遺障害、死亡事故等）の発生、または事故件数が多い県・市子連については、審査委員が該当県・市を訪問し原因、問題点の把握と改善のための諸方策を県・市子連と協同で研究しその対策に当たる。

重大事故については、データを共有化し今後の活動の注意点として活用する。

<その他>

事務担当者研修の開催

事務局業務全般について、効率の良い事務を遂行できるように研鑽を積める内容とします。

○開催単位： 地区別に開催する

○日 時： 令和6年4月～6月 3時間

○開催方法： Web 会議システムでの開催とする。

- 内 容：
- ・ 令和 6 年度の全子連の事業について
 - ・ 共済事業の運営、事務取り扱いについて
 - ・ 安全共済会加入システムについて
 - ・ コンプライアンスについて
 - ・ その他

II 収益事業<収1事業>

(ビル管理事業)

当会が所有する全子連ビルの賃貸収入及び管理事業

(1) 賃貸収入

- ①NPO法人東京都子ども会連合会 (全子連ビル4階部分)
- ②IMF株式会社 (全子連ビル5階部分)

(2) 費用

- ①エレベーター保守点検費用 (公益事業会計にも按分)
- ②ビルの修繕管理費用

(3) ビルの建替工事資金の積立について

- ①建替準備資産として、減価償却費相当額を積み立てる。
(公益目的事業按分額については、公益目的事業会計で積み立てる)

III 法人の運営 (管理部門)

正会員の会費及び、子ども会会費の一部(2円)を収入源とし、法人の運営に関わる管理費を計上する。

公益法人移行に伴い、定款等諸規定に基づく公益法人としての健全な運営と、より一層の役員の役割と責任分担の明確化、内部統制の強化と整備が求められる。

(1) 政策委員会・財務委員会

① 任務

議員連盟に対して政策提言をしていくため、理事会の諮問機関として、諸政策を理事会に提言する。

② 構成

会員や学識経験者で構成し、10名程度とする。

③ 運営に関して

① 期間は、令和6年4月～令和7年3月とする。

② 委員会開催について

年4回程度を基本として、必要に応じて開催する。

(2) 組織、事務局執行体制の整備と強化

公益法人としての健全な運営を目的に、役員、職員の配置及び強化を進めるため、随時役職員の研修を行う。県・市子連との関係、情報の共有を図るため、引き続きホームページの刷新、システムの構築を進める。また、関係法令や内部規定に基づき、内部監査や情

報公開が適正に行われるよう推進する。

(3) 総会の開催

令和6年度 定時総会

○日 時： 令和6年5月10日（金）

○場 所： 議員会館

○内 容： 令和5年度事業報告ならびに決算報告、監事監査報告
令和6年度事業計画ならびに予算決議その他

(4) 理事会

開催日時は未定。

(5) 執行理事会

※必要に応じて適宜開催する

(6) 内部監査の実施

※令和6年9月開催予定

(7) コンプライアンス委員会

※令和6年9月開催予定